

令和 8 年

第 1 回可茂衛生施設利用組合議会臨時会
議 案 書

令和 8 年 7 月 9 日

目 次

議案第 5 号	令和 8 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 1 号） について	1
議案第 6 号	可茂衛生施設利用組合監査委員条例の一部を改正する条例の制 定について	2
議案第 7 号	可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員 会設置条例を廃止する条例の制定について	3
議案第 8 号	監査委員の選任について	4

議案第 5 号

令和 8 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり定める。

令和 8 年 7 月 9 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第6号

可茂衛生施設利用組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年7月9日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合監査委員条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合監査委員条例（令和3年可茂衛生施設利用組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(請求又は要求による監査) 第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは <u>第243条の2の8第3項</u> の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは <u>第243条の2の9第3項</u> の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 7 号

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置条例を
廃止する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 9 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置条例を
廃止する条例

可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置条例（令和 5 年可茂衛生施設利用組合条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（秘密の保持に関する経過措置）

第 2 条 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会の委員であった者及び委員会の会議に出席した者に係るその職務上知り得た情報（可茂衛生施設利用組合が公表した情報を除く。）を漏らしてはならない義務については、施行の日以後も、なお従前の例による。

議案第 8 号

監査委員の選任について

次の者を可茂衛生施設利用組合監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 7 月 9 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

氏 名	住 所
渡邊 克巳	岐阜県加茂郡川辺町*****